

【お詫び】 出産入院時の特別病室加算料に係る消費税の誤徴収について

令和4年1月25日
公立大学法人福島県立医科大学附属病院

この度、当院において、非課税とされている出産入院時の費用の一部について、消費税額を誤徴収していたことが判明いたしました。

当院の不手際により、ご迷惑をおかけしました皆さまに対し、心よりお詫びを申し上げます。

1 概要

他の病院において、出産入院時の診療費に係る消費税の誤徴収の報道があったため、診療費の徴収について確認を行ったところ、当院においては、特別病室加算料の徴収について非課税とすべきところを、平成28年12月以降、消費税を加算した額で費用の徴収を行っていることが判明いたしました。

- (1) 返金対象 : 特別病室加算料（差額ベッド料）
- (2) 返金対象期間 : 平成28年12月22日～令和3年12月22日
- (3) 返金対象数 : 1,573人
- (4) 返金額の総額 : 6,036,569円（遅延損害金を除く。）
※1人当たりの平均額：3,838円

2 経緯

出産入院時の診療費（助産に係る資産の譲渡等）については、平成3年の消費税法改正により非課税とされており、当院においても非課税としておりましたが、平成28年12月以降、事務処理の誤りにより、特別病室加算料の計算において誤って課税扱いとして処理しておりました。

3 対応方針

本件に関する問い合わせ窓口を設置します。消費税を誤徴収した患者さんに対し、誤徴収した消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金を返金いたします。

4 返金方法

返金対象となる患者さんに対しては、速やかにお詫びや返金方法等に関するご案内の文書を送付いたします。同封の書類に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

なお、附属病院の職員が、電話等により口座の暗証番号等をお聞きすることはありませんので、返金のお手続きに当たっては、同封する書類でのみのお手続きをお願いいたします。

5 再発防止策

診療費における消費税の取扱いについて今後定期的に職員間で確認作業を行うなど、再発防止に努めてまいります。

6 患者さんからのお問い合わせ先

【お問い合わせ窓口】

電話番号 024 (547) 1409

※受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く）。

（事務担当 附属病院医事課 電話024 (547) 1050）